

制定：2019. 3. 31 
改定：

大正小学校避難所運営マニュアル

別紙資料

八尾市

大正小学校避難所運営検討委員会

目次

1. 安全チェックリスト	
別紙1 安全点検チェックリスト	1
2. 避難者把握	
別紙2-1 避難者人数把握表（町会単位）	2
別紙2-2 避難者名簿把握表	3
別紙2-3 在宅避難者名簿（町会単位）	4
別紙2-4 （タイトル無し）	5
別紙2-5 観光客等帰宅困難者リスト	6
3. 避難者名簿	
別紙3-1 避難者名簿（世帯単位）	7
別紙3-2 外泊届用紙	8
4. 班名簿	
別紙4 ○○班（班員名簿）	9
5. 議事録	
別紙5-1 避難所運営委員会会議記録簿	10
別紙5-2 避難所運営議事録	11
6. 要配慮者の特性	
別紙6 要配慮者の特性ごとに把握すべき内容	13
7. 食料・物資要望票	
別紙7 食料・物資要望票	16
8. 緊急時連絡一覧表	
別紙8 緊急時連絡一覧表	17
9. 耐震性緊急貯水槽取扱	
別紙9 耐震性緊急貯水槽取扱	18

安全点検チェックリスト

地震が発生した直後、避難所となる建物の被害状況を把握し、施設に一時的に入ることが出来るかを判断する基準で、避難所としての使用可否を判断するものではありません。建物が被害を受けている場合は、別途専門家による詳細な診断が必要となります。

☆安全点検の流れ



☆点検に際しての注意（普段からヘルメット等を玄関付近においてください）

- ・点検の際は必ずヘルメットを着用し、落下物には十分注意してください
- ・建物内部点検時は、常に避難通路を確保してください（扉は開放しておく等）

※出典：庁舎緊急点検マニュアル（国土交通省）

避難者人数把握表（町会単位）

番号	町会名	避難者総数（人）	在宅避難者総数（人）	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				

避難者名簿把握表

番号	町会名	氏名	避難者数(人)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				

在宅避難者名簿（町会単位）

番号	氏名	避難者数（人）	世帯数（人）	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				

番号	町会名	氏名	避難者数(人)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				

観光客等帰宅困難者リスト

番号	氏名	住所	連絡先	帰宅日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				

大正小学校避難所 ファイルNo. _____

避難者名簿（世帯単位）

入所年月日 年 月 日	受付担当	受付地区	地区管理者

※小学校に避難してきた人のみ記入

氏 名（ふりがな）		年齢	性別	
世帯主			男・女	避難情報 あなたの家族は全員避難していますか？ イ 全員避難した □ まだ残っている⇒どなたですか？
ご家族			男・女	
			男・女	
			男・女	
ご家族			男・女	安否情報 あなたの家族は全員連絡がとれましたか？ イ 全員連絡が取れた □ まだ取れていない⇒どなたですか？
			男・女	
			男・女	
			男・女	
国籍（言語） 住 所 連絡先（携帯番号など）			家屋の状況 全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ライフライン 断水・停電・ガス停止・電話不通	
親族などの連絡先			ペットの状況 犬()匹 猫()匹 その他() 同行・置き去り・行方不明・()	
安否の問い合わせがあった場合、あなたの情報を答えても良いですか はい ・ いいえ				

退出年月日 年 月 日	確認者
転出先	
備 考（この欄には記入しないでください）	

外泊届用紙

ふりがな					
氏名					
外泊期間	月	日	～	月	日 (計 日間)
	月	日	～	月	日 (計 日間)
	月	日	～	月	日 (計 日間)
	月	日	～	月	日 (計 日間)
	月	日	～	月	日 (計 日間)
	月	日	～	月	日 (計 日間)
同行者					
緊急の場合の連絡先等					

班（名簿）

番号	町会名	避難者総数（人）	在宅避難者総数（人）	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				

避難所運営委員会会議記録簿

会議日時		年 月 日 ()		時 分～	
記載者				参加人数	名
各 連 絡 事 項	運営本部				
	避難所開設員				
	施設管理者				
	総務班				
	情報班				
	被災者管理班				
	施設管理班				
	食料物資班				
	救護班				
	衛生班				
	ボランティア班				
	その他				
	まとめ	目標・要対応			

避難所運営 議事録

(1 /) ページ

開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分	議事録 No.
出席者	地区総合管理者	仕分配給管理者
	運営委員会代表	
	各町会代表者	

避難者の状況	地区名	町名	入所人数	新規入所数	新規転出数	備考	
	太田						
	沼						
	太田 新町						
	若林						

避難所運営 議事録

(2 /) ページ

病人、ケガ人の状況	
食料の状況	
物資の状況	
要望事項	

要配慮者の特性ごとに把握すべき内容は次のようになる。

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
①視覚 障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況を知ることができない。（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。） ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつものおりの行動ができなくなる。 ○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。（単独では素早い行動ができない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ○日常生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。
②聴覚 障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による情報が伝わらない。（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。） ○言葉で人に知らせることが難しい。外見からは障がいのあることがわからない。 ○知的障がいや肢体障がい、視覚障がい、精神障がいなどの障がいを併せ持つ重複聴覚障がい者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵などを活用した情報伝達及び状況説明が必要である。 ○重複聴覚障がい者の場合には、さらに併せ持つ障がいに応じたニーズがあることに留意。
③言語 障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ○外見からは障がいのあることがわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談を用いたり、こちらの用件をゆっくり明確に伝え、相手の話す言葉をじっくり聞くなど様々な方法による状況把握が必要である。
④肢体 不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の身体の安全を守ることが難しい。 ○自力で避難することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。
⑤内部 障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○外見からは障がいのあることが分からない。 ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○医薬品を携帯する必要がある。 ○常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。 ○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ○ストマ装用者にとってはストマ用装具が必要である。
⑥知的 障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な環境の変化に順応しにくい。 ○一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起きたかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
⑦発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ○災害の深刻さや状況を理解しにくく、危険性の度合いや必要性を受け止めにくいため、適切な働きかけが必要である。 ○環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しい場合がある。 ○集団生活になじめない場合がある。 ○否定的な表現や強制はパニックを引き起こす場合があるため、肯定的な表現が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○肯定的な表現を用いる、常に落ち着かせるなど精神面での配慮が必要である。 ○避難所で個室や間仕切りの確保等の配慮が必要な場合もある。 ○先の見通しを持った予告は効果的であるが、予告が実現できなかった場合、混乱を引き起こすことがあるので、実現可能な情報提供が必要である。
⑧精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせる必要がある。 ○服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。
⑨難病・特定疾患患者	<ul style="list-style-type: none"> ○疾患によって、身体障がい者手帳を所持し、あるいは、障がい者に準ずる状態にあることから、それぞれの特性に配慮した対応をとる必要がある。 ○治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。 ○人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要である。 ○人工透析患者は3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要である。 ○慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。
⑩認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○時間、場所、人に関する認識が混乱することがある。 ○食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ○言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ○身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ○服の着替えがうまくできないことがある。 ○環境の変化にぜい弱である。 <p>(以上の症状は環境の変化により大きく左右されやすい)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。
⑪高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な移動や単独での移動が困難な場合がある。 ○①～⑩には該当しないが、それに準ずる心身の不自由を持つ可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の意向を確認の上、避難時の介助や避難所でのスペース（出入口やトイレ等の近く）、補助器具（補聴器、車椅子など）について配慮する必要がある。

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
⑫妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠時期によるが、迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となる可能性がある。 ○災害時の環境変化やストレス等が流産や早産につながる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の意向を確認の上、避難時の介助が必要な場合がある。 ○避難所での保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。 ○避難所生活中、十分な栄養が取れるように努める。 ○居室・被服による温度調整（体を冷やさないように）に努める。
⑬乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○摂取できる食事に制約がある場合がある。（ミルク、離乳食、アレルギー等による食事制限等） ○夜泣き、夜尿症等を伴う場合がある。 ○災害時のストレスに伴う心身の変調を自分で認識し、説明できないため、健康状態・精神状態への周囲のケアが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。 ○避難所に授乳場所を確保する。 ○育児室を就寝場所から離れた場所に設置する等、ゾーニング上の配慮が必要である。
⑭外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語でのコミュニケーションが困難な場合があり、発災時の災害情報や避難所での掲示情報を正しく認識できない。 ○宗教・文化が異なるため、トラブルの原因となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の災害情報、避難経路・避難場所等について多言語やピクトグラム、絵等で伝達する等の工夫が必要である。 ○情報の伝達に日本語を用いる場合は、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったり絵なども使用する。 ○宗教・文化の違いに配慮した避難所でのゾーニング等が必要である。

※出典：八尾市災害時要配慮者支援プラン（平成 26 年 3 月 八尾市）

緊急時連絡先一覧

機関（名前）	電話番号	ファックス番号
八尾市役所（代表）	072-991-3881	
災害対策本部（避難所管理班）		
災害対策本部（要配慮者対策班）		
災害対策本部（情報収集・整理班）		
施設管理者		
ボランティアセンター		
代表		
総務班長		
情報班長		
被害者管理班		
施設管理班		
救護班		
衛生班		
八尾市立病院		
医真会 八尾総合病院	072-948-2500	072-948-2544
医真会 総合クリニック	072-948-0708	072-948-7767
厚生会 第一病院	072-992-7055	

耐震性緊急貯水槽取扱

1. 所在場所：太田第1公園（太田6丁目）
2. 鍵の所有者：八尾市役所職員、まちづくり協議会会長、太田東町町会長
（**緊急時**、鍵の所有者が長時間来ない場合、小屋などの鍵を壊しても良い）
3. 水の容量：大地震の時、自動的に緊急遮断弁が閉じ、100立方メートルの水が確保されます。
一人当たり1日に使用する水を3リットルとして大正小学校校区住民(約10,600人)の3日分の量となります。
4. 器具の組立、マンホールの取り外し・・・小屋の中に**取扱説明図**があります。
（日程を決めていませんが、取扱訓練をお知らせしますので、是非参加ください）
5. 水質検査：小屋の中にある試薬で、水質検査（飲用に適してるかどうか）をする。

※利用する場合、貯水槽北側にある倉庫横のパトライトが点滅していることを必ず確認！！

パトライトが点滅しているときは、緊急遮断弁が閉じ、耐震性緊急貯水槽になっています。

※但し、火災等緊急時に使用して上記の数値を下回る場合もあります。

※地震発生時にマンホールが変形して給水活動が出来ない場合もあります。

使用時間に関しては別途定める